

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第20号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月10日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 財団法人岩手県体育協会
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成25年1月23日
  - (2) 本監査実施日 平成25年2月14日
- 3 監査結果の公表の日 平成25年3月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
国体選手強化事業費補助金の交付に当たり、交付すべき金額より多く支出していたものが3件、75,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	補助金の交付については、当該事業の交付要領及び関係規定を再点検し、県と当該団体との運用上の解釈について相互に再確認するとともに、平成24年度の当該団体に対する同種の補助事業についても一斉点検を実施し、完了確認時などに複数の職員がチェックすることにより再発防止に努める。
スポーツ振興活動支援費補助金の補助対象経費となっている給与費の支給に当たり、扶養親族の認定を行わずに扶養手当を支給しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	扶養親族の認定については、監査後、直ちに行った旨を確認した。今後はチェック体制を強化し再発防止に努めるよう、当該団体の指導を行った。